

## (単価契約工事) 実施要領

### 1. 工期

契約の日から「契約工期完了の日」又は、「指示限度額に達した時、最も遅い指示工期満了の日」のいずれか早い日までとする。

### 2. 工事場所

四日市市 日永 塩浜 河原田 楠 内部 四郷 地区

### 3. 契約方法

- 1) 入札参加業者により工種・単価表の合計金額を競争入札する。
- 2) 工種表・単価表の合計金額の落札金額と各工種の構成比率の積により各工種の単価（1円未満切捨て）を決定する。

### 4. 実施方法

- 1) 工事の指示は工事（変更）指示書により実施する。
- 2) 受注者は、実施に当たり別紙「実施手順書」を遵守する。

### 5. 指示工事完了及び工事の完成

- 1) 受注者は、一つの指示工事が完成する毎に指示工事完成報告書を遅滞なく担当課長に提出すること。
- 2) 受注者は、指示工事の全てが完成したとき、速やかに工事完成届（四日市市上下水道局工事執行規程の施行に関し必要な書類の様式を定める要綱で規定する第 28 号様式）を管理者に提出すること。

### 6. 指示工事完成検査及び完成検査

- 1) 受注者から指示工事完成報告書が提出された時は、監督職員は遅滞なく確認を行い、検査職員は指示工事完成検査を行うものとする。
- 2) 指示工事完成検査後、受注者は工事目的物の引渡しを行うものとする。
- 3) 受注者から工事完成届が提出された時は、検査職員は完成検査を行うものとする。
- 4) 指示工事完成及び完成検査は管理者が検査職員であることを認めた者が行う。

### 7. 指示額及び指示限度額

- 1) 指示業務 1 件当たり指示額は 130 万円未満（税込）とする。
- 2) 本契約の指示限度額は 950 万円（税込）とする。  
ただし、総指示額が指示限度額に達しない場合がある。  
指示限度額とは総指示額がその額を超えた時点で、新しい指示を行わない額とする。

### 8. 請求

- 1) 受注者は業務実績報告書（兼請求明細書）に基づき支払請求を行うものとする。なお、業務実績報告書の合計金額は千円止めとし、その額に消費税相当額を乗じて支払うも

のとする。

## **9. 未契約単価**

- 1) 未契約単価は、発注者により三重県県土整備部積算基準等により決定した単価（経費込み）に請負比率を乗じた金額（1 円未満は切り捨て）とし、協議を行うものとする。

# 実 施 手 順 書

この手順書は、公共下水道公設汚水枡設置工事（単価契約）に適用し、受注者は下記の事項に充分配慮して施工しなければならない。

## 1. 着手前手順

- 1) 管理者は、監督職員を選任したときは受注者に通知するものとする。
- 2) 受注者は、工事着手届及び現場代理人届等を速やかに提出するものとする。
- 3) 受注者は、工事（変更）指示書の受信を希望するFAX番号と緊急時に連絡可能な電話番号を監督職員に報告するものとする。
- 4) 受注者は、現場代理人以外の連絡要員を置く場合は、緊急時に連絡要員に連絡可能な電話番号を監督職員に報告するものとする。

## 2. 現地手順

- 1) 受注者は、工事（変更）指示書（様式2）を受領した後、速やかに現地確認を行い、指示内容を確認し、工事(変更)指示内容確認報告書（様式4）を監督職員に提出すること。なお、現地と工事（変更）指示書（様式2）が符号しない場合は、監督職員に申出を行うこと。また、現場着手後、不測の事象が発生した場合も同様とする。
- 2) 監督職員は受注者より前号の申出があったときは、申出された内容を直ちに検討、照査し、必要に応じ工事（変更）指示書（様式2）により指示の変更を行うものとする。
- 3) 受注者は、（2）の指示があった場合、速やかに現地確認を行い、変更指示内容を確認し、工事(変更)指示内容確認報告書（様式4）を提出すること。
- 4) 受注者は、工事着手にあたって必要に応じ通行止め等の許可取得、周辺住民への周知等を行うこと。
- 5) 受注者は、指示工事が完成したら、速やかに指示工事完成報告書（様式3）を監督職員に提出すること。
- 6) 受注者は、現地の状況により作業できない場合、又は事故や災害が予想される場合は、監督職員に報告し指示を受けるものとする。

## 3. 品質管理、出来形管理等

- 1) 受注者は、工事完成後出来形を測定し、必要に応じて展開図等成果が確認できる資料を作成する。
- 2) 受注者は、次の写真を提出すること。
  - ① 指示現場ごとに同一方向から撮影した着手前と完成後が確認できるもの。
  - ② 工事の施工内容や途中経過が確認できるもの。

3) 受注者は、監督職員が求めた場合は、状況写真を添付した作業日報を提出する。

#### **4. 完成報告**

1) 工事实績報告書（兼請求明細書）（様式1）は、請求の都度提出する。

2) 指示工事完成報告書（様式3）による報告は、指示工事完成后、下水建設課長に速やかに提出する。

3) 指示工事完成報告書（様式3）には、工事写真を添付し提出する。

#### **5. 指示工事完成検査及び完成検査**

1) 検査職員は、指示工事完成報告書、工事写真、作業日報等を用いて、指示工事完成検査及び完成検査を行う。

#### **6. その他**

1) 各様式について、工種、規格等文言は、契約書添付の工種表・単価表に準ずる。

2) 緊急施工の必要が発生した場合には、契約以外の指示を行う場合があります。

(様式 1)

工事實績報告書(兼請求明細書)

|                     |     |                              |     |     |  |
|---------------------|-----|------------------------------|-----|-----|--|
| 工事名                 |     | 公共下水道公設汚水柵設置工事(単価契約)南部(31-1) |     |     |  |
| 受注者名                |     |                              |     |     |  |
| 「工事契約書」と同じ押印        |     |                              |     |     |  |
| 発注者記入欄              |     |                              |     |     |  |
| 確認欄                 |     | 検査欄                          |     | 摘 要 |  |
| 確認者                 | 確認日 | 検査職員                         | 検査日 |     |  |
|                     |     |                              |     |     |  |
|                     |     |                              |     |     |  |
|                     |     |                              |     |     |  |
|                     |     |                              |     |     |  |
|                     |     |                              |     |     |  |
|                     |     |                              |     |     |  |
|                     |     |                              |     |     |  |
|                     |     |                              |     |     |  |
|                     |     |                              |     |     |  |
|                     |     |                              |     |     |  |
|                     |     |                              |     |     |  |
|                     |     |                              |     |     |  |
|                     |     |                              |     |     |  |
|                     |     |                              |     |     |  |
| (特記事項)特記事項のある場合のみ記入 |     |                              |     |     |  |

(様式 2)

# 工事(変更)指示書

令和 年 月 日

様

監督職員

公共下水道公設汚水桝設置工事(単価契約)南部(31-1)請負契約書に基づき、下記工事の施工をされたく指示します。

記

1. 指示番号
2. 工事名
3. 道番号
4. 場 所
5. 工 期
6. 監督職員名
7. 工事内容

[illegible]

注意: 工事内容の詳細について監督職員と打合せてから着手すること。

(円止め)

数量は概算参考値とし、監督職員の指示により施工し、出来形を報告すること。

(様式3)

# 指示工事完成報告書

令和 年 月 日

下水建設課長

様

受注者名

印

公共下水道公設汚水樹設置工事(単価契約)南部(31-1)請負契約書に基づき、下記の工事が完成したので別紙の出来形資料を添えて報告します。なお、下記工事について、指示工事完成検査に合格した際は、工事目的物を引き渡します。

記

1. 指示番号
2. 指示日
3. 工事名
4. 道番号
5. 場 所
6. 工 期
7. 監督職員名
8. 完成日
9. 現場代理人
10. 出来形明細

[illegible]

(円止め)

| 指示工事完成検査済証  |          |
|-------------|----------|
| 確 認 年 月 日   | 令和 年 月 日 |
| 確 認 者 指 名   |          |
| 指示工事完成検査年月日 | 令和 年 月 日 |
| 検 査 職 員 指 名 |          |

令和 年 月 日

## 下水建設課長 様

印

記

- [illegible]

(円止め)



## (単価契約工事) 共通仕様書

### (共通事項)

第 1 条 本工事の施工にあたっては、「三重県公共工事共通仕様書」（三重県のホームページ及び四日市市上下水道局下水建設課にて縦覧）を準用するが、以下の項目を優先する。

- 1 受注者は、関係法令を遵守し、法令に基づき所要の手続きを得ること。
- 2 業務日報・納品伝票の写しは監督職員が提出を求めた場合についてのみ提出すること。
- 3 品質管理については、監督職員が提出を求めた場合のみ行うこと。
- 4 産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく中間処理施設及び再生資源の利用の促進に関する法律に基づく再資源化施設」に搬入すること。
- 5 監督職員が特に提出を求めた場合を除き、施工計画書、材料調書及び工程表は提出を求めない。
- 6 本業務は、産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が本年度に課税対象者となった場合には、翌年度の 4 月 1 日から 8 月 31 日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税証明書添付して当該委託業務の発注者に対して支払い請求を行うこと。
- 7 本業務に際し発生する騒音・振動について極力小さくなるよう機種を選定、使用方法について十分考慮すること。
- 8 資材購入及び業務の一部を再委託業者にて履行する場合、業者の選定に際しては、できる限り市内業者を優先させること。なお、業務の履行について下請負に付する場合には、四日市市工事執行規則第 18 条における様式により、請負工事一部下請負届を提出すること。また、下請契約締結日より、10 日以内に施工体制台帳、工事作業所災害防止協議会兼施工体系図を届出書（発注者指定の様式）に添付し提出すること。
- 9 石綿管の処理を伴う場合について、「水道用石綿セメント管の撤去作業等における石綿対策の手引き」厚生労働省健康局水道課（平成 17 年 8 月）に従って、関係法令を遵守の上、適切に処理し、石綿作業主任者（石綿作業主任者技能講習修了者）を選任すること。なお、平成 18 年 3 月末までに特定化学物質等作業主任者技能講習を取得済みの場合は従来どおり作業主任者になることができるものとする。  
また、石綿障害予防規則に基づき、撤去等の作業における保護具の装着、石綿管分析試験等を行う場合、それらに要した費用について監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。
- 10 污水管を布設する工事について、公設污水樹設置申請書及び受益者申告書の回収にあたっては、別紙の『個人情報取扱注意事項』を遵守すること。また、公設污水樹設置申請書をもとに施工すること。  
污水本管には、汚水管理設テープ（茶色）を設置すること。また、污水樹の宅内取付管のキャップ止箇所には接続時注意喚起テープ（黄色）を設置すること。
- 11 人孔鉄蓋（φ 600）について、四日市型を使用すること。仕様については四日市市上下水道局ホームページ（ホーム）「お知らせ」2017 年 04 月 01 日「人孔鉄蓋の仕様について」を参照のこと。また、下水建設課で縦覧可能。  
ホームページアドレス：[http://www.city.yokkaichi.mie.jp/new\\_water/pdf/human\\_iron\\_lid.pdf](http://www.city.yokkaichi.mie.jp/new_water/pdf/human_iron_lid.pdf)
- 12 履行にあたり、看板・立入防止処置など、交通安全施設による安全管理を徹底すること。
- 13 この契約による工事の受注者は、工事を履行するに当たり個人情報（特定個人情報（個人

番号をその内容に含む個人情報をいう。)を含む。)を取り扱う場合においては、別紙「個人情報取扱注意事項」を遵守しなければならない。

- 14 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については指示の変更協議を行うことができるものとする。

「適正に処理」する際には、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

#### **（検収数量及び検収単位）**

第2条 検収数量は別単価表の検収単位のとおりとし、検収単位の直近下位を四捨五入する。

ただし、業務指示書による1回当たりの数量が検収単位に満たないときは検収単位に切り上げるものとする。

#### **（その他）**

第3条 この仕様書のほか、特記仕様書を定めたときは、その特記仕様書を優先して適用するものとする。

#### **【暴力団等不当介入に関する事項】**

##### **（契約の解除）**

第4条 四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

##### **（暴力団等による不当介入を受けたときの義務）**

第5条 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

2 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

3 前2項の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

[別紙]

## 個人情報取扱注意事項

### (基本事項)

第1 この契約による業務の受注者（以下「乙」という。）は、この契約による業務を履行するに当たり、個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

### (施工者の義務)

第2 乙及びこの契約による業務に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該業務を履行するに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成 11 年四日市市条例第 25 号。以下「条例」という。）第 11 条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による業務において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

### (秘密の保持)

第3 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を履行するに当たって知り得た個人情報を当該業務を行うために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (適正な管理)

第4 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

3 管理責任者は、個人情報を取り扱う業務の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

### (収集の制限)

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うために、個人情報を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

### (再提供の禁止)

第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による業務に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。

2 乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を履行するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を履行するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該業務の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

(1) 紙媒体 シュレッダーによる裁断

(2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破碎

3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を第三者に請け負わせたときは、当該業務の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。

4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

(研修・教育の実施)

第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による業務における個人情報の適正な取り扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

(罰則等の周知)

第11 乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。

(苦情の処理)

第12 乙は、この契約による業務を履行に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(事故発生時における報告)

第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

公共下水道公設汚水樹設置工事(単価契約) 南部(31-1)

(工種表・単価表)

令和元年度

| 種 別    | 項 目    | 工種<br>番号 | 工 種               | 単 位 | 構成比     | 単 価 | 換収<br>単位 | 摘 要                                |
|--------|--------|----------|-------------------|-----|---------|-----|----------|------------------------------------|
|        |        | —        | 合計額               | —   | 1.00000 |     |          |                                    |
| 汚水樹設置工 | 汚水樹設置工 | 1        | Φ100 横断延長(～2m)    | 箇所  | 0.00660 |     | 1        | 購入土(RC-40)                         |
|        |        | 2        | Φ100 横断延長(2m～3m)  | 箇所  | 0.00766 |     | 1        | 購入土(RC-40)                         |
|        |        | 3        | Φ100 横断延長(3m～4m)  | 箇所  | 0.00919 |     | 1        | 購入土(RC-40)                         |
|        |        | 4        | Φ100 横断延長(4m～5m)  | 箇所  | 0.01026 |     | 1        | 購入土(RC-40)                         |
|        |        | 5        | Φ100 横断延長(5m～6m)  | 箇所  | 0.01177 |     | 1        | 購入土(RC-40)                         |
|        |        | 6        | Φ100 横断延長(6m～7m)  | 箇所  | 0.01284 |     | 1        | 購入土(RC-40)                         |
|        |        | 7        | Φ100 横断延長(7m～8m)  | 箇所  | 0.01392 |     | 1        | 購入土(RC-40)                         |
|        |        | 8        | Φ100 横断延長(8m～9m)  | 箇所  | 0.01499 |     | 1        | 購入土(RC-40)                         |
|        |        | 9        | Φ100 横断延長(9m～10m) | 箇所  | 0.01606 |     | 1        | 購入土(RC-40)                         |
|        |        | 10       | Φ100 横断延長(～2m)    | 箇所  | 0.00686 |     | 1        | 購入土(RC-40)<br>本管種がHP管・陶管または組立人孔接続型 |
|        |        | 11       | Φ100 横断延長(2m～3m)  | 箇所  | 0.00792 |     | 1        | 購入土(RC-40)<br>本管種がHP管・陶管または組立人孔接続型 |
|        |        | 12       | Φ100 横断延長(3m～4m)  | 箇所  | 0.00949 |     | 1        | 購入土(RC-40)<br>本管種がHP管・陶管または組立人孔接続型 |
|        |        | 13       | Φ100 横断延長(4m～5m)  | 箇所  | 0.01056 |     | 1        | 購入土(RC-40)<br>本管種がHP管・陶管または組立人孔接続型 |
|        |        | 14       | Φ100 横断延長(5m～6m)  | 箇所  | 0.01212 |     | 1        | 購入土(RC-40)<br>本管種がHP管・陶管または組立人孔接続型 |
|        |        | 15       | Φ100 横断延長(6m～7m)  | 箇所  | 0.01319 |     | 1        | 購入土(RC-40)<br>本管種がHP管・陶管または組立人孔接続型 |
|        |        | 16       | Φ100 横断延長(7m～8m)  | 箇所  | 0.01426 |     | 1        | 購入土(RC-40)<br>本管種がHP管・陶管または組立人孔接続型 |
|        |        | 17       | Φ100 横断延長(8m～9m)  | 箇所  | 0.01533 |     | 1        | 購入土(RC-40)<br>本管種がHP管・陶管または組立人孔接続型 |
|        |        | 18       | Φ100 横断延長(9m～10m) | 箇所  | 0.01640 |     | 1        | 購入土(RC-40)<br>本管種がHP管・陶管または組立人孔接続型 |
|        |        | 19       | Φ150 横断延長(～2m)    | 箇所  | 0.00777 |     | 1        | 購入土(RC-40)                         |
|        |        | 20       | Φ150 横断延長(2m～3m)  | 箇所  | 0.00908 |     | 1        | 購入土(RC-40)                         |
|        |        | 21       | Φ150 横断延長(3m～4m)  | 箇所  | 0.01103 |     | 1        | 購入土(RC-40)                         |
|        |        | 22       | Φ150 横断延長(4m～5m)  | 箇所  | 0.01235 |     | 1        | 購入土(RC-40)                         |
|        |        | 23       | Φ150 横断延長(5m～6m)  | 箇所  | 0.01431 |     | 1        | 購入土(RC-40)                         |
|        |        | 24       | Φ150 横断延長(6m～7m)  | 箇所  | 0.01562 |     | 1        | 購入土(RC-40)                         |
|        |        | 25       | Φ150 横断延長(7m～8m)  | 箇所  | 0.01694 |     | 1        | 購入土(RC-40)                         |
|        |        | 26       | Φ150 横断延長(8m～9m)  | 箇所  | 0.01825 |     | 1        | 購入土(RC-40)                         |
|        |        | 27       | Φ150 横断延長(9m～10m) | 箇所  | 0.01958 |     | 1        | 購入土(RC-40)                         |
|        |        | 28       | Φ150 横断延長(～2m)    | 箇所  | 0.00813 |     | 1        | 購入土(RC-40)<br>本管種がHP管・陶管または組立人孔接続型 |
|        |        | 29       | Φ150 横断延長(2m～3m)  | 箇所  | 0.00944 |     | 1        | 購入土(RC-40)<br>本管種がHP管・陶管または組立人孔接続型 |
|        |        | 30       | Φ150 横断延長(3m～4m)  | 箇所  | 0.01145 |     | 1        | 購入土(RC-40)<br>本管種がHP管・陶管または組立人孔接続型 |
|        |        | 31       | Φ150 横断延長(4m～5m)  | 箇所  | 0.01276 |     | 1        | 購入土(RC-40)<br>本管種がHP管・陶管または組立人孔接続型 |
|        |        | 32       | Φ150 横断延長(5m～6m)  | 箇所  | 0.01479 |     | 1        | 購入土(RC-40)<br>本管種がHP管・陶管または組立人孔接続型 |
|        |        | 33       | Φ150 横断延長(6m～7m)  | 箇所  | 0.01610 |     | 1        | 購入土(RC-40)<br>本管種がHP管・陶管または組立人孔接続型 |
|        |        | 34       | Φ150 横断延長(7m～8m)  | 箇所  | 0.01742 |     | 1        | 購入土(RC-40)<br>本管種がHP管・陶管または組立人孔接続型 |
|        |        | 35       | Φ150 横断延長(8m～9m)  | 箇所  | 0.01874 |     | 1        | 購入土(RC-40)<br>本管種がHP管・陶管または組立人孔接続型 |

単価は、消費税抜き

公共下水道公設汚水樹設置工事(単価契約) 南部(31-1)

(工種表・単価表)

令和元年度

| 種 別 | 項 目 | 工種<br>番号 | 工 種                               | 単 位 | 構成比     | 単 価 | 換収<br>単位 | 摘 要                                |
|-----|-----|----------|-----------------------------------|-----|---------|-----|----------|------------------------------------|
|     |     | 36       | φ150 横断延長(9m～10m)                 | 箇所  | 0.02006 |     | 1        | 購入土(RC-40)<br>本管種がHP管・陶管または組立人孔接続型 |
|     |     | 37       | ます蓋(鉄蓋)設置工 T-8                    | 箇所  | 0.00725 |     | 1        |                                    |
|     |     | 38       | ます蓋(鉄蓋)設置工 T-14                   | 箇所  | 0.00781 |     | 1        |                                    |
|     |     | 39       | ます蓋(鉄蓋)設置工 T-25                   | 箇所  | 0.00808 |     | 1        |                                    |
|     |     | 40       | 本管土工(～1.0m)                       | 箇所  | 0.00299 |     | 1        | 購入土(RC-40)                         |
|     |     | 41       | 本管土工(1.0m～2.0m)                   | 箇所  | 0.00419 |     | 1        | 購入土(RC-40)                         |
|     |     | 42       | 本管土工(2.0m～3.0m)                   | 箇所  | 0.01378 |     | 1        | 購入土(RC-40)                         |
|     |     | 43       | 本管土工(3.0m～4.0m)                   | 箇所  | 0.01863 |     | 1        | 購入土(RC-40)                         |
|     |     | 44       | 本管布設工150(～1.0m)                   | m   | 0.00251 |     | 1        | 購入土(RC-40)                         |
|     |     | 45       | 本管布設工150(1.0m～2.0m)               | m   | 0.00569 |     | 1        | 購入土(RC-40)                         |
|     |     | 46       | 本管布設工150(2.0m～3.0m)               | m   | 0.00823 |     | 1        | 購入土(RC-40)                         |
|     |     | 47       | 小型人孔設置工 T-8 深さ2m以下                | 箇所  | 0.01992 |     | 1        | 管径150、200共通                        |
|     |     | 48       | 小型人孔設置工 T-14 深さ2m以下               | 箇所  | 0.02077 |     | 1        | 管径150、200共通                        |
|     |     | 49       | 小型人孔設置工 T-25 深さ2m以下               | 箇所  | 0.02125 |     | 1        | 管径150、200共通                        |
|     |     | 50       | 小型人孔設置工 T-8 深さ3.5m以下              | 箇所  | 0.02140 |     | 1        | 管径150、200共通                        |
|     |     | 51       | 小型人孔設置工 T-14 深さ3.5m以下             | 箇所  | 0.02224 |     | 1        | 管径150、200共通                        |
|     |     | 52       | 小型人孔設置工 T-25 深さ3.5m以下             | 箇所  | 0.02273 |     | 1        | 管径150、200共通                        |
|     |     | 53       | 削管工(Eタイプ)150 落差1.0m未満             | 箇所  | 0.00764 |     | 1        |                                    |
|     |     | 54       | 削管工(Eタイプ)150 落差1.5m未満             | 箇所  | 0.00886 |     | 1        |                                    |
|     |     | 55       | 削管工(Eタイプ)150 落差2.0m未満             | 箇所  | 0.00931 |     | 1        |                                    |
|     |     | 56       | 削管工(Eタイプ)150 落差2.5m未満             | 箇所  | 0.01039 |     | 1        |                                    |
|     |     | 57       | 削管工(Eタイプ)150 落差3.0m未満             | 箇所  | 0.01070 |     | 1        |                                    |
|     |     | 58       | 既設インバート工 楕円人孔                     | 箇所  | 0.00023 |     | 1        |                                    |
|     |     | 59       | 既設インバート工 1号人孔                     | 箇所  | 0.00041 |     | 1        |                                    |
|     |     | 60       | 既設インバート工 2号人孔                     | 箇所  | 0.00058 |     | 1        |                                    |
|     |     | 61       | 既設人孔削孔工 100 楕円人孔                  | 箇所  | 0.00086 |     | 1        |                                    |
|     |     | 62       | 既設人孔削孔工 100 1号人孔                  | 箇所  | 0.00082 |     | 1        |                                    |
|     |     | 63       | 既設人孔削孔工 100 2号人孔                  | 箇所  | 0.00108 |     | 1        |                                    |
|     |     | 64       | 既設人孔削孔工 150 楕円人孔                  | 箇所  | 0.00080 |     | 1        |                                    |
|     |     | 65       | 既設人孔削孔工 150 1号人孔                  | 箇所  | 0.00082 |     | 1        |                                    |
|     |     | 66       | 既設人孔削孔工 150 2号人孔                  | 箇所  | 0.00108 |     | 1        |                                    |
|     |     | 67       | 可とう継手設置工 拡張型                      | 箇所  | 0.00176 |     | 1        | φ150                               |
|     |     | 68       | 可とう継手設置工 貼付型                      | 箇所  | 0.00153 |     | 1        | φ150                               |
|     |     | 69       | 可とう継手用削孔工 150 楕円人孔                | 箇所  | 0.00090 |     | 1        |                                    |
|     |     | 70       | 可とう継手用削孔工 150 1号人孔                | 箇所  | 0.00093 |     | 1        |                                    |
| 仮設工 | 土留工 | 71       | 土留工(掘削深～1.3m以下)<br>矢板・支保工 1.5m、1段 | 箇所  | 0.00317 |     | 1        |                                    |

単価は、消費税抜き

公共下水道公設汚水樹設置工事(単価契約) 南部(31-1)

(工種表・単価表)

令和元年度

| 種 別   | 項 目   | 工種<br>番号 | 工 種                                  | 単 位            | 構成比     | 単 価 | 換収<br>単位 | 摘 要               |
|-------|-------|----------|--------------------------------------|----------------|---------|-----|----------|-------------------|
|       |       | 72       | 土留工(掘削深1.3～1.5m以下)<br>矢板・支保工 2.0m、1段 | 箇所             | 0.00331 |     | 1        |                   |
|       |       | 73       | 土留工(掘削深1.5～1.8m以下)<br>矢板・支保工 2.0m、1段 | 箇所             | 0.00343 |     | 1        |                   |
|       |       | 74       | 土留工(掘削深1.8～2.0m以下)<br>矢板・支保工 2.5m、1段 | 箇所             | 0.00357 |     | 1        |                   |
|       |       | 75       | 土留工(掘削深2.0～2.3m以下)<br>矢板・支保工 2.5m、2段 | 箇所             | 0.00516 |     | 1        |                   |
|       |       | 76       | 土留工(掘削深2.3～2.5m以下)<br>矢板・支保工 3.0m、2段 | 箇所             | 0.00531 |     | 1        |                   |
|       |       | 77       | 土留工(掘削深2.5～2.8m以下)<br>矢板・支保工 3.0m、2段 | 箇所             | 0.00743 |     | 1        |                   |
|       |       | 78       | 土留工(掘削深2.8～3.0m以下)<br>矢板・支保工 3.5m、2段 | 箇所             | 0.00766 |     | 1        |                   |
|       |       | 79       | 土留工(掘削深3.0～3.3m以下)<br>矢板・支保工 3.5m、2段 | 箇所             | 0.00786 |     | 1        |                   |
|       |       | 80       | 土留工(掘削深3.3～3.5m以下)<br>矢板・支保工 4.0m、2段 | 箇所             | 0.00810 |     | 1        |                   |
|       |       | 81       | 土留工(掘削深 3.8m以下)<br>矢板・支保工 4.0m、3段    | 箇所             | 0.01015 |     | 1        |                   |
|       | 水替工   | 82       | 水替工(2インチ)                            | 箇所             | 0.00141 |     | 1        |                   |
|       |       | 83       | 締切排水工                                | 箇所             | 0.01779 |     | 1        |                   |
|       |       | 84       | 土のう工                                 | m <sup>3</sup> | 0.00259 |     | 1        |                   |
|       |       | 85       | ウエルポイント設置・撤去工                        | 本              | 0.00200 |     | 1        |                   |
|       |       | 86       | ウエルポイントポンプ設置・撤去工                     | 組              | 0.02370 |     | 1        |                   |
|       |       | 87       | ウエルポイントポンプ運転管理工                      | 日              | 0.00537 |     | 1        |                   |
|       |       | 88       | ウエルポイントポンプ損料(日当り)                    | 日              | 0.00080 |     | 1        |                   |
|       |       | 89       | ウエルポイントポンプ損料(現場当り)                   | 現場             | 0.07255 |     | 1        |                   |
|       |       | 90       | ウエルポイント損料(日当り)                       | 本・日            | 0.00001 |     | 1        |                   |
|       |       | 91       | ウエルポイント損料(現場当り)                      | 本              | 0.00059 |     | 1        |                   |
|       |       | 92       | ヘッダーライン損料                            | m              | 0.00008 |     | 1        |                   |
|       |       | 93       | ジェット損料(現場当り)                         | 現場             | 0.02881 |     | 1        |                   |
| 舗装復旧工 | 舗装復旧工 | 94       | 舗装切断工(AS)                            | m              | 0.00012 |     | 1        |                   |
|       |       | 95       | 舗装切断工(CON)                           | m              | 0.00022 |     | 1        |                   |
|       |       | 96       | 不陸整正工・補足材なし                          | m <sup>2</sup> | 0.00009 |     | 1        |                   |
|       |       | 97       | 不陸整正工(2m3/100m <sup>2</sup> )・RC-40  | m <sup>2</sup> | 0.00010 |     | 1        |                   |
|       |       | 98       | 不陸整正工(2m3/100m <sup>2</sup> )・M-30   | m <sup>2</sup> | 0.00011 |     | 1        |                   |
|       |       | 99       | アスファルト撤去工                            | m <sup>2</sup> | 0.00036 |     | 1        | t=3cm 処分費・運搬費含む   |
|       |       | 100      | アスファルト撤去工                            | m <sup>2</sup> | 0.00039 |     | 1        | t=5cm 処分費・運搬費含む   |
|       |       | 101      | アスファルト撤去工                            | m <sup>2</sup> | 0.00047 |     | 1        | t=10cm 処分費・運搬費含む  |
|       |       | 102      | 路盤工(RC-40)                           | m <sup>2</sup> | 0.00017 |     | 1        | t=10cm(RC-40)     |
|       |       | 103      | 路盤工(RC-40)                           | m <sup>2</sup> | 0.00019 |     | 1        | t=15cm(RC-40)     |
|       |       | 104      | 路盤工(RC-40)                           | m <sup>2</sup> | 0.00020 |     | 1        | t=17cm(RC-40)     |
|       |       | 105      | 路盤工(C-40)                            | m <sup>2</sup> | 0.00030 |     | 1        | t=20cm(C-40)      |
|       |       | 106      | 路盤工(M-30)                            | m <sup>2</sup> | 0.00021 |     | 1        | t=10cm(M-30)      |
|       |       | 107      | 路盤工(M-30)                            | m <sup>2</sup> | 0.00025 |     | 1        | t=13cm(M-30)      |
|       |       | 108      | As復旧工(車道1層)                          | m <sup>2</sup> | 0.00051 |     |          | t=5cm 再生密粒度As(13) |

単価は、消費税抜き



公共下水道公設汚水樹設置工事(単価契約) 南部(31-1)

(工種表・単価表)

令和元年度

| 種 別 | 項 目 | 工種<br>番号 | 工 種             | 単 位 | 構成比     | 単 価 | 換収<br>単位 | 摘 要                                |
|-----|-----|----------|-----------------|-----|---------|-----|----------|------------------------------------|
|     |     | 109      | As復旧工(車道2層) 県道  | ㎡   | 0.00107 |     | 1        | t=10cm 密粒度As改質Ⅱ型(20)、粗粒度As改質Ⅱ型(20) |
|     |     | 110      | As復旧工(歩道)       | ㎡   | 0.00038 |     | 1        | t=3cm 開粒                           |
|     |     | 111      | As復旧工(歩道)       | ㎡   | 0.00048 |     | 1        | t=5cm 再生密粒度As(13)                  |
|     |     | 112      | CON復旧工          | m3  | 0.00474 |     | 0.1      |                                    |
|     |     | 113      | コンクリート取壊し 無筋構造物 | m3  | 0.00759 |     | 0.1      | 運搬・処分含む                            |
|     |     | 114      | コンクリート取壊し 鉄筋構造物 | m3  | 0.01228 |     | 0.1      | 運搬・処分含む                            |
|     |     | 115      | 仮舗装工            | ㎡   | 0.00033 |     | 1        | t=3cm 再生密粒度As(13)                  |
|     |     | 116      | 仮舗装工            | ㎡   | 0.00042 |     | 1        | t=5cm 再生密粒度As(13)                  |
|     |     | 117      | フィルター層敷設工       | ㎡   | 0.00019 |     | 1        | t=5cm                              |
| 付帯工 | 付帯工 | 118      | 成形目地工           | m   | 0.00015 |     | 1        | W=40mm                             |
|     |     | 119      | 区画線工            | 式   | 0.01137 |     | 1        | 溶解式50m未満                           |
|     |     | 120      | 交通誘導員(A)        | 人   | 0.00312 |     | 1        |                                    |
|     |     | 121      | 交通誘導員(B)        | 人   | 0.00269 |     | 1        |                                    |
|     |     | 122      | 立会い費            | 回   | 0.00124 |     | 1        | 諸官庁等申請費含む                          |

単価は、消費税抜き